

# 公会堂北防災広場整備事業設計プロポーザル審査委員会設置要綱

令和7年8月25日制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公会堂北防災広場整備事業に係る設計プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 公会堂北防災広場整備事業について、公募型プロポーザル方式により設計業者を選定するため、公会堂北防災広場整備事業設計プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 提出された提案書の審査に関すること。
- (2) 提案者からの説明への質疑等、審査に関すること。

## (組織)

第4条 委員会は、委員5名で組織する。（別表）

2 委員は、市長が委嘱する。

## (委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員が会議に出席できない場合は、委任状を提出することによって、委員が所属する部署内の者に限り、代理出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は非公開とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、土木都市建設部道路課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年8月25日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日をもってその効力を失う。

(別表)

所 属	人 数
公立大学法人 山口県立大学	1人
防災関係者（民間、行政）	各1人
社会福祉法人 防府市社会福祉協議会	1人
公益財団法人 防府市文化振興財団	1人